

議会運営委員会 議事録

日時 令和7年9月4日（木） 14：00～

場所 第1・2委員会室

委員名 □委員長 齋藤俊夫 □副議長 大和晴美 □委員 遠藤龍之 □委員 丸子直樹
□委員 渡邊千恵美 (□議長 菊地康彦 □副議長 伊藤貞悦)
欠席なし

次 第

1 開会宣告【委員長】

【委員長】開会します。今回は私の緊急質問申出が協議事項のため副委員長に進行を変えたいと思います。

【副委員長】委員長が申出書の提出者のため、協議を行うため自主的な退席をすることも考えられますが、いかがでしょうか。

【遠藤委員】そのような取り扱いをお願いします。

【副委員長】よろしいでしょうか。

(了承の声あり)

(委員長退席)

2 報告並びに連絡

(1) 緊急質問申出書の受理について 【別紙①】

【副委員長】内容を確認する時間を取ります。お読みください。

3 協議事項

(1) 緊急質問申出書の取扱いについて

※ 協議は、委員長が申出者のため副委員長の委員会進行が望ましい。

協議番号	協議事項	協議内容
1	緊急質問申出書	緊急質問として本会議でどう取扱うべきか ・ 申出内容についての緊急性の確認（有・無） 【別紙①】 ・ 日程の追加とそのタイミング 【別紙②・③】

【副委員長】協議1 緊急性の有無の確認をお願いします。

【遠藤】すでに議運で決まっていること。今回は書面が提出されただけ。緊急に値しないと決定されたこと。

【副委員長】別紙②資料によれば、議会運営委員会で緊急性の有無の可否を決定する権限を有していないことは明らかなので、議会に諮る必要がある。

【遠藤】権限がないとしたら、前回の決定はどうなるのか。大きな疑問である。

【副委員長】議運の受け止めはほかの委員はいかがですか。

【丸子】今日の資料では議運にないのがわかった。前回の議運は意思の確認が行われたと思っている。緊急質問は認められないという認識が出たと、議運の方向性はそう認識した。

【副委員長】 1日の議運ではそうになりました。その後、実際に申出書が提出された。

【渡邊委員】 全員一致ではない議運では出せないと認識したが、再度出たことで議員全体で諮ることではないのか。

【丸子委員】 それはわかるが、議運としてそもそも緊急質問に当たらないとされたのに、出してこられた。皆さんは緊急質問に満たしていると思っているのか。

【渡邊委員】 熊や津波の件に緊急対応が行われていなかったのも、緊急性を認めている。危機感がないということで緊急性があると思う。

【丸子委員】 どこに記載がありますか。

【渡邊委員】 質問内容、5月のクマ出没からチラシが回ってきたのは、最近のこと。

【丸子委員】 オブザーバーの方からも聞きたい。

【副委員長】 副議長お願いします。

【副議長】 前回の資料で一次的には議員個人が緊急性を判断し、議長が可否を判断することは越権であり、二次的には議会で判断とあるので、そうなる。緊急性があるかないかは個人的なところは、出された方を優先するべきではないか。

【丸子委員】 緊急性を災害など差し迫った事態であると認識されているのか伺いたい。

【副議長】 緊急性は、今回の内容はもっと早い段階ですべきであり、私個人は一般質問でも取り上げておりそちらで対応すべきだと思います。

【議長】 これからの議決に影響があるので差し控える。

【遠藤委員】 緊急性の判断は、一般質問が許されている時期に要件にかなっているのか深く考えて結論を出してほしい。緊急でなくてもできる内容のもの。なりえないと思う。議運としてきちんと審議を大事にしたい。質問の中身に反対するわけではない。正常の場面でやってほしい。前回の議会でもそう話した。おおいにやってもらいたい。こういうことを議運で、議会で許してしまうといろいろなことが起こってしまうことが考えられる。私見では議運で止められる。

【丸子委員】 副委員長にも聞きたい。

【副委員長】 本人のとらえもある。確かに一般質問の機会もある。どうしてもやりたいというふうに質問の要旨を感じる。

【遠藤委員】 やりたいければ許していいのか。思いを伝えるのは、一般質問で十分。

【渡邊委員】 一般質問以外に、全町民に緊急的な備えが必要だということを心の準備をしてすぐ対応できるよう、危機感を持ってもらいたいという内容だと思う。そこに提出者の考えがあると思う。

【遠藤委員】 緊急質問の意味がわかっているのか不安になる。普段に思っているのであれば、議員として執行部に当たればいいのではないのか。私も普段の議員活動で行っていること。

【丸子委員】 事務局に確認したい。よいか。前回の資料の②、議運で協議し、会議に諮るのが実態とあったが、決定権がないにしろ議運としての考えを前回示したものと思うが。その資料と今回の資料の関係性はなにか。議運としての意思を示すことだと思うが。

【局長】 協議を踏まえて、この場面ですね、その中で協議を行い本会議に向かうのがどの町でも行われている。前回は皆さんの考えが可否同数だったのが意思。今回は紙が出されたことで前回と違うか、協議していただく。もくてきがべつべつということではないと考えています。

【副委員長】 緊急質問を資料③にあるように日程の追加はどうでしょうか。

【遠藤委員】私は反対ですが、どういう流れになるのでしょうか。

【副委員長】事務局お願いします。

【局長】少々お待ちください。

【遠藤委員】議運としての判断は決めたほうがいい。

【局長】日程の追加とそのタイミングです、前回の議運で追加日程がないもので議事日程を確認いただいています。今回は申出書を具体的に受けたところで、緊急質問をどこで取り上げるのか協議していただくものです。③日程第3終了後、議長の口述で採決をとるようになる。

【遠藤委員】議長からの提案ということは、どうなる。

【局長】議長から申出書が提出されてから、議題にする。

【遠藤委員】採決をすぐするっということか。理解不十分の中で採決は難しい。

【局長】制度を見ると採決をするのがルール。ただし緊急質問が、議運以外の方々はそもそもわからないため、朝のミーティングで議運の報告を資料とともに行う、申出書は各議員にサイドボックスで共有する。または意図的に休憩をとることも考えられる。

【遠藤委員】共通理解が図られるようにされたい。

【丸子委員】可決された場合はそのまま続行なのか。

【局長】日程に追加していいかを諮り、可となった場合、執行部の回答書のタイミングが、その時点で休憩を入れて、回答を配付することを考えている。緊急質問は20分と具体的に時間が決められているので、簡明にやり取りしていただくと認識している。

【局長】可否の有無確認、前回は可否同数、全会一致ではないので認めないと判断された。今回は申出書が出ている、具体的に確認をされたので、全会一致なのかどうかを確認されたい。

【副委員長】緊急性有無を確認します。あると思う方挙手、1名。なしの方、2名。全会一致ではない。

【遠藤委員】全会一致ではないので否だとするべき。

【副委員長】全会一致ではないので否でよろしいでしょうか。

(了承)

【局長】緊急質問が可となったら、そこで回答書を配付。朝のミーティングで今回の議運の結果と資料を配付するのでよいか。

【副委員長】それでよろしいですか。

(了承)

(委員長入室)

【副委員長】概要説明します。申出内容の緊急性は議運としては2対1、全会一致ではないので認められない。本会議日程は③資料のとおり提出議案の説明後に議長の口述で緊急質問提出があることで追加日程の採決を行う。明日朝のミーティングで議運結果の伝達を行う。緊急質問の内容はサイドボックスで周知を事務局から行う。

【局長】執行部答弁書は可となったあと休憩を取り、配付するで

。

【委員長】今回の件では手数をかけていること恐縮。できるだけ円滑な議会運営、私も東日本大震災で町長として経験し、県でも危機管理監として経験してきており。

【遠藤委員】そういう話は分かっている。

【委員長】 それでは明日は多くの御賛同いただけるようお願いします。

(2) その他
なし

4 その他
なし

5 閉会宣告【委員長】

(閉会 15 : 00)